2　都道府県連合会は、やむを得ない理由があって組合等が行う現地確認に立ち会うことができない場合又は組合等が第一第二項の規定により現地確認を損害評価員に行わせた場合には、獣医師の診断書によって、損害通知に係る家畜が組合等の死亡廃用共済に付されていること、当該家畜に廃用が生じたこと及びその共済事故が特定事故であるかどうかを確認するものとする。

3　都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る損害通知を受けた場合において、当該損害通知が死亡に係るものであり、かつ、組合等が第一第一項から第三項までの規定による確認をすることが困難な場合その他必要があると認めるときは、組合等に代わって、第一第一項若しくは第三項又は前項の規定の例による確認をしなければならない。

4　都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る損害通知を受けたときは、第一第四項各号に掲げる事項について調査し、及び同項第一号に掲げる金額を算定した上で、死亡廃用共済の損害の額を認定しなければならない。この場合において、当該調査及び算定には、第一第六項及び第七項の規定を準用する。

第三　組合等が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1　組合等は、組合員等から疾病傷害共済に係る法第百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、獣医師の診断書によって、当該通知に係る家畜が当該組合等の疾病傷害共済に付されていること及び疾病傷害共済に係る共済事故が生じたことを確認しなければならない。

2　組合等は、前項の規定による確認をした後、次に掲げる事項を審査し、規則第百十七条第一項の規定により算定される損害の額（以下「疾病傷害共済の損害の額」という。）を認定しなければならない。

一　共済事故に対する診療その他の行為であって、共済金の支払の対象となるものの内容

二　前号の診療その他の行為によって組合員等が負担した費用の額

3　前項第一号に掲げる事項の審査は、当該共済事故に対して通常必要とされる診療その他の行為を基準として行わなければならない。

第四　都道府県連合会が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1　都道府県連合会は、疾病傷害共済に係る損害通知を受けたときは、第三第二項各号に掲げる事項を審査し、疾病傷害共済の損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項の審査には、第三第三項の規定を準用する。

2　都道府県連合会は、前項の規定に基づき認定した損害の額が第三第二項の規定により組合等（特定組合等を除く。以下同じ。）の認定したものと異なるときは、組合等に、疾病傷害共済の損害の額を修正して認定させることができる。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百四十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百六条ただし書の規定に基づき、同条ただし書の規定による死亡廃用共済の共済金額の調整の方法を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額を共済価額とする場合における農業保険法施行規則第百六条ただし書の規定による調整は、同条本文の規定により組合員等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する組合員等をいう。）が申し出た金額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じてするものとする。

一　共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額

二　共済掛金期間開始の時において共済掛金期間中に飼養すると見込まれた家畜の価額の合計金額

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百四十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百七条第一項の規定に基づき、死亡廃用共済共済価額設定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

死亡廃用共済共済価額設定準則

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百七条第一項の包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）についての死亡廃用共済の共済価額は、共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜（共済掛金期間中に規則第八十一条第一項第二号イ及びハに掲げる異動が見込まれる場合には、当該異動に伴って飼養することとなる家畜を除き、当該異動に伴って飼養しないこととなる家畜を含む。）の次に掲げる価額の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、当該算定された金額が当該共済掛金期間中に飼養した当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の次に掲げる価額の合計金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

一　搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚にあっては、共済掛金期間開始の時（当該共済掛金期間の開始後に当該包括共済関係に付される家畜にあっては、その付される時）における価額

二　育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬のうち、牛及び馬にあっては共済掛金期間終了の時における家畜の価額（その時前に当該包括共済関係に付された家畜でなくなるものにあっては、平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十五号（農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額を定める件）に定める金額）、牛の胎児にあっては平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十六号（農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件）に定める金額

2　前項の家畜の価額は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が包括共済家畜区分、品種、月齢、用途その他の事項による家畜の区分ごとに、次に掲げる家畜の取引価格を基礎として定める家畜の評価額の基準（以下「評価基準」という。以下同じ。）によるものとする。

一　組合等の区域（法第百七条に規定する共済事業を行う市町村及び法第十条第一項に規定する全国連合会にあっては、共済事業の実施区域。以下同じ。）内で飼養される家畜の取引が主に行われている家畜市場（家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）から得られる家畜の過去一年間の平均取引価格（複数の家畜市場で取引が行われている場合には、当該取引価格を家畜の取引頭数により加重平均して得た価格）

二　組合等の区域内で飼養される家畜の取引が主に行われている食肉市場（家畜の枝肉の卸売取引が行われている卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場をいう。以下同じ。）から得られる過去一年間における枝肉の一キログラム当たり平均取引価格（複数の食肉市場で取引が行われている場合には、当該平均取引価格を各食肉市場で処理された家畜の頭数により加重平均して得た価格）に、牛の出荷月齢時の枝肉重量を乗じて得られた平均取引価格

三　前二号の平均取引価格が得られない場合には、家畜市場及び食肉市場以外における取引によって形成される過去一年間の平均取引価格

3　組合等は、評価基準を定めるに当たっては、当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。